

人材紹介サービス 報酬に係る確認事項

1. 申込者が呉信用金庫（以下「当金庫」といいます）から紹介された候補者の採用を決定し、入社意思を表明した当該候補者（以下当該候補者を「採用決定者」といいます）が申込者に入社した場合、当該入社日をもって、当金庫は申込者に報酬を請求できるものとします。
2. 報酬は申込者と採用決定者との間で合意した**理論年収の35%相当額（税別）**とします。具体的には以下のとおり算出します。

理論年収 = 月次給与（注1）× 12か月 + 年間賞与（注2） + その他契約金（注3）
--

（注1）「月次給与」= 基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他諸手当

・「その他諸手当」に含むもの：所定外労働手当（時間外・休日・深夜労働等の変動する割増賃金を含む）、調整給、業務手当 等

・「その他諸手当」に含まないもの：通勤交通費

（注2）「年間賞与」= 賞与算定基準額 × 前年度賞与支給月数

ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとします。

（注3）「その他契約金」は、名目如何を問わず、入社労働条件として、月次給与および年間賞与以外に採用決定者に支給する予定のものを指し、報奨金、一時金、年収調整のための調整給等が該当します。

※ 年俸制の場合は年俸額を理論年収としますが、通勤交通費を除く各種手当、賞与、報奨金および一時金等が年俸とは別に支払われる場合には、12か月間で支払われるそれらの手当等も理論年収に含むものとします。

3. 申込者は、採用決定者が申込者に入社した場合、遅延なく当金庫の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行い、当金庫へ連絡するものとします。
4. 採用決定者が申込者への入社意思を表明したにもかかわらず入社しない場合（以下「内定辞退」という）、当金庫は申込者に報酬を請求しません。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、当金庫は自己の責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとします。
5. 当該報酬の支払方法について、当金庫は、採用決定者の入社日以降速やかに請求書を発行し、申込者は採用決定者の入社日を起算日とし、支払条件に基づき支払うものとします。
6. 申込者と請求者が異なる場合、報酬等の支払い責任は請求先が負い、申込者はこれに連帯して保証します。
7. 採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、当金庫は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。
ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合にはこの限りではありません。

1か月以内	: 報酬の80%
1か月超3か月以内	: 報酬の50%
8. 本確認事項は、人材紹介サービス利用規約第14条に基づき変更されることがあります。

以上

呉信用金庫 有料職業紹介事業 許可番号 34-コ-300546

(2023年2月)

◎取扱職種の範囲等

職種・・・全職種 地域・・・国内

◎苦情の処理に関する事項

求人、求職、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談等については、職業紹介責任者が誠意をもって対応します。

職業紹介責任者 地域貢献部 事業成長サポート TEL：0823-24-1195

◎手数料に関する事項

求職者からの手数料については、一切徴収いたしません。

求人者および関係雇用主からの手数料については、次のとおりです。

<手数料表>

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
----- 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

以上